



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 青田 重利
(コード番号 3431 東証第一部)
問合せ先 総 務 部 長 安部 尚男
(TEL 03-5649-0111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更についての議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会のコーポレート・ガバナンス体制の強化および実効性の向上を図るため、現行定款第 20 条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を 3 名増員し、7 名から 10 名に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条第 2 項および第 43 条第 2 項の一部を変更するものであります。
なお、定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上